

富山県警察本部訓令第9号

富山県警察に勤務する地方警務官の勤務時間等及び勤務管理に関する訓令を次のように定める。

平成21年3月27日

富山県警察本部長 齊藤 良雄

富山県警察に勤務する地方警務官の勤務時間等及び勤務管理に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、富山県警察に勤務する地方警務官の勤務時間等及び勤務管理について、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）、人事院規則9-5（給与簿）、人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）、警察庁職員及び地方警務官の勤務時間、休暇等についての委任に関する訓令（平成6年総理府訓令第6号）及び地方警務官の勤務時間、休暇等についての委任に関する訓令（平成6年警察庁訓令第14号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(週休日及び勤務時間等)

第2条 日曜日及び土曜日は、週休日とする。

2 地方警務官の勤務時間及び休憩時間は、次の表のとおりとする。

勤務時間	午前8時30分から午後零時まで及び午後1時から午後5時15分まで
休憩時間	午後零時から午後1時まで

(様式)

第3条 人事院規則9-5（給与簿）第3条に規定される出勤簿は、別紙様式1によることとする。

2 人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第9条第2項に規定される職員に対する週休日の振替内容の通知は、別紙様式2によることとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

(休憩時間の特例)

2 平成23年7月1日から同年8月31日までの間は、第2条第2項の表を

「

勤務時間	午前8時30分から午後1時まで及び午後2時から午後5時15分まで
休憩時間	午後1時から午後2時まで

」

とする。ただし、公務の運営上これにより難しい場合は、この限りでない。

附 則（平成21年12月28日本部訓令第25号抄）

この訓令は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成23年6月28日本部訓令第7号）

この訓令は、平成23年6月28日から施行する。

附 則（令和元年12月18日本部訓令第28号）
この訓令は、令和2年1月1日から施行する。

※別紙様式省略